疎明資料 (書証) 説明書

岐労委 ○○年(不)第○号

(OO年O月O日 申立人・被申立人 提出)

_ 数 田 工 業 不当労働行為事件

資料番号	疎明資料の表示	立証の趣旨	備考
甲第1号証	団体交渉申入書	〇〇年〇月〇日に山県書記長が、益田総務部 長に手交した団体交渉申入書。 これをもって、団体交渉申入れの事実を立証 する。	
甲第2号証	組合脱退届	〇〇年〇月〇日に申立人組合に提出された 岐阜副執行委員長以下32名連記の組合脱退届。 これをもって同人らの組合脱退が、〇月〇日 に益田総務部長が伊奈波副執行委員長に対し てなした組合脱退、第2組合結成の勧奨による ものであることを立証する。	

- 「※ 「資料番号」の欄には、申立人の場合は「甲第〇号証」、被申立人の場合には 「乙第〇号証」とし、1から順に記載してください。
 - ※ 「立証の趣旨」の欄には、資料の簡単な内容と、それによって何の事実を立証 するのかを記載してください。